

高知市行政不服審査会事務処理要領の改正について

1 改正の趣旨

総務省行政不服審査会の行政不服審査会運営規則が改正されたことを踏まえ、高知市行政不服審査会事務処理要領を改正するもの。

2 改正内容

様式第 1 号（諮問書）の別紙の一部改正を行うもの。

(1) 添付書類等の記載順序の変更

現行の諮問書の様式別紙では、諮問書に添付すべき書類について、その根拠となる法及び事務処理要領の規定順に番号を振って掲げているが、審査庁が当審査会に対して諮問を行う場合には、当該番号順に書類を並べて提出するケースが多いことに鑑み、当該記載順序を、当審査会の調査審議の効率化に資する順番に変更することとする。

(2) 不作為についての審査請求の場合における当初の申請の文書番号の記載の廃止

現行の諮問書の様式別紙では、不作為についての審査請求の場合、審査請求に係る不作為の対象となる処分申請年月日とともに、当該申請の文書番号の記載を求めているが、当該文書番号は、当審査会が調査審議を行う上で必ずしも必要な情報ではないことから、記載を求めないこととする。

(旧)

平成 30 年 5 月 25 日
高知市行政不服審査会
配 布 資 料 1

様式第 1 号 諮問書

(文書番号)
平成 年 月 日

高知市行政不服審査会
会長 様

高知市長 印

諮 問 書

〇〇法（昭和（平成）〇〇年法律第〇〇号）〔〇〇条例（昭和（平成）〇〇年条例第〇〇号）〕第〇条の規定に基づく処分〔処分についての不作為〕に係る審査請求について、行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

(新)

様式第1号 諮問書

(文書番号)
平成 年 月 日

高知市行政不服審査会
会長 様

高知市長 印

諮 問 書

〇〇法（昭和（平成）〇〇年法律第〇〇号）〔〇〇条例（昭和（平成）〇〇年条例第〇〇号）〕第〇条の規定に基づく処分〔処分についての不作為〕に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

様式第1号別紙（処分についての審査請求に係る諮問の場合）

区 分	内 容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1)処分の年月日，文書番号 (2)処分をした行政庁 (3)被処分者 (4)処分の概要
2 審査請求	(1)審査請求年月日 (2)審査請求人 (3)審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	①審理員意見書（写し） ②事件記録（写し） ③事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ④諮問説明書 ⑤総代又は代理人の選任，参加人又は参加人の代理人の参加がある場合は，当該選任又は参加を示す書類 ⑥その他の資料
6 当該処分担当課	
7 諮問番号	平成 年度高行審諮問第 号
8 事件名	

※1 3の「諮問の理由」については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」，「法令に基づく申請の全部を容認することが適当と考えるが，参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

※2 5の①「審理員意見書（写し）」及び②「事件記録（写し）」については，行政不服審査法第43条第2項の規定により，諮問に際して添付することとされている書類である。

※3 5の③の書面は，別紙様式「様式第1号添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等）」によること。

※4 5の④「諮問説明書」は，裁決（法第46条第2項各号，第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。

※5 5の⑥「その他の資料」は，次のとおり。なお，当該資料が事件記録に含まれている場合は添付不要である。

- (1)処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書
- (2)法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る審査基準
- (3)不利益処分についての審査請求に係る事件 当該処分の処分基準
- (4)その他の参考資料

※6 7の「諮問番号」は，年度毎に通し番号とすること。

※7 8の「事件名」は，審査請求の件名とすること。

(新)

様式第1号別紙（処分についての審査請求に係る諮問の場合）

区 分	内 容
1 審査請求に係る処分 (処分の種類) <input type="checkbox"/> 申請拒否処分 <input type="checkbox"/> 不利益処分 <input type="checkbox"/> 事実上の行為 <input type="checkbox"/> その他	(1)処分の年月日，文書番号 (2)処分をした行政庁 (3)被処分者 (4)処分の概要
2 審査請求	(1)審査請求年月日 (2)審査請求人 (3)審査請求の趣旨
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	①諮問説明書 ②審理員意見書（写し） ③事件記録（写し） ④事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ⑤総代又は代理人の選任，参加人又は参加人の代理人の参加がある場合は，当該選任又は参加を示す書類 ⑥その他の資料
6 当該処分担当課	
7 諮問番号	平成 年度高行審諮問第 号
8 事件名	

※1 3の「諮問の理由」については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」，「法令に基づく申請の全部を容認することが適当と考えるが，参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

※2 5の①「諮問説明書」は，裁決（法第46条第2項各号，第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。

※3 5の②「審理員意見書（写し）」及び③「事件記録（写し）」については，行政不服審査法第43条第2項の規定により，諮問に際して添付することとされている書類である。

※4 5の④の書面は，別紙様式「様式第1号添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等）」によること。

※5 5の⑥「その他の資料」は，次のとおり。なお，当該資料が事件記録に含まれている場合は添付不要である。
(1)処分（口頭でした処分及び事実上の行為を除く。）についての審査請求に係る事件 当該処分の決定通知書
(2)法令に基づく申請に対する処分についての審査請求に係る事件 当該申請の申請書及び当該処分に係る審査基準
(3)不利益処分についての審査請求に係る事件 当該処分の処分基準
(4)その他の参考資料

※6 7の「諮問番号」は，年度毎に通し番号とすること。

※7 8の「事件名」は，審査請求の件名とすること。

(旧)

様式第1号別紙（不作為についての審査請求に係る諮問の場合）

区 分	内 容
1 審査請求に係る不作為	(1)処分の申請年月日, 文書番号 (2)処分の申請を受けた行政庁 (3)処分申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1)審査請求年月日 (2)審査請求人 (3)審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①審理員意見書（写し） ②事件記録（写し） ③事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ④諮問説明書 ⑤総代又は代理人の選任、参加人又は参加人の代理人の参加がある場合は、当該選任又は参加を示す書類 ⑥当該処分の申請書（写し） ⑦当該処分に係る審査基準（写し） ⑧当該処分に係る標準処理期間（写し） ⑨その他参考資料
7 当該処分担当課等	
8 諮問番号	平成 年度高行審諮問第 号
9 事件名	

- ※1 2の「処理期間」については、「法定処理期間」と「標準処理期間」の別及びその期間並びに法定処理期間の場合はその根拠条項を記載する。これら期間の定めがされていない場合は、標準処理期間を定めていない理由を記載する。
- ※2 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。
- ※3 5の①「審理員意見書（写し）」及び②「事件記録（写し）」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。
- ※4 5の③の書面は、別紙様式「様式第1号添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等）」によること。
- ※5 5の④「諮問説明書」は、裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。
- ※6 5の⑥～⑨の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は添付不要である。
- ※7 8の「諮問番号」は、年度毎に通し番号とすること。
- ※8 9の「事件名」は、審査請求の件名とすること。

(新)

様式第1号別紙（不作為についての審査請求に係る諮問の場合）

区 分	内 容
1 審査請求に係る不作為	(1)処分の申請年月日 (2)処分の申請を受けた行政庁 (3)処分申請の概要
2 処理期間	<input type="checkbox"/> 法定処理期間 ①根拠法令及び条項 ②処理期間 <input type="checkbox"/> 標準処理期間 <input type="checkbox"/> 処理期間の定めなし (標準処理期間を定めていない理由)
3 審査請求	(1)審査請求年月日 (2)審査請求人 (3)審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①諮問説明書 ②審理員意見書（写し） ③事件記録（写し） ④事件記録の写しにつき法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面 ⑤総代又は代理人の選任、参加人又は参加人の代理人の参加がある場合は、当該選任又は参加を示す書類 ⑥当該処分の申請書（写し） ⑦当該処分に係る審査基準（写し） ⑧当該処分に係る標準処理期間（写し） ⑨その他参考資料
7 当該処分担当課等	
8 諮問番号	平成 年度高行審諮問第 号
9 事件名	

- ※1 2の「処理期間」については、「法定処理期間」と「標準処理期間」の別及びその期間並びに法定処理期間の場合はその根拠条項を記載する。これら期間の定めがされていない場合は、標準処理期間を定めていない理由を記載する。
- ※2 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。
- ※3 5の①「諮問説明書」は、裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。
- ※4 5の②「審理員意見書（写し）」及び③「事件記録（写し）」については、行政不服審査法第43条第2項の規定により、諮問に際して添付することとされている書類である。
- ※5 5の④の書面は、別紙様式「様式第1号添付資料（事件記録（写し）の閲覧等に関する意見等）」によること。
- ※6 5の⑥～⑨の資料は、当該資料が事件記録に含まれている場合は添付不要である。
- ※7 8の「諮問番号」は、年度毎に通し番号とすること。
- ※8 9の「事件名」は、審査請求の件名とすること。